

会則（案）

（名称）

第 1 条 本会は、〇〇〇〇〇〇〇〇推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 若者の地元就学・就職、創業・事業承継、雇用の確保、クリエイティブ人材の還流など、地域の将来を支える人材をどのように育成し、定着させていくかは、産業界、教育界、行政が共通して抱える喫緊の課題である。また、人口減少・高齢化の進展など社会構造の変化を背景に、今後、その重要性はますます高まっていく。

協議会は、「地域人材の育成・定着」をテーマに、産業界・教育界・行政が、地域の課題を共有し、お互いの強みや経営資源を持ち寄りながら課題解決に取り組むことを目的とする。

（事業）

第 3 条 協議会は、関係機関の連携を図り、前条の目的を達成するための事業推進に努める。

（構成）

第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するための事業推進に関係する法人・団体等により構成する。

（役員を選任）

第 5 条 協議会に会長、副会長を置く。

2 会長は、前橋市長をもって充てる。

3 副会長は、前橋商工会議所会頭及び会長が委嘱する教育界の団体の代表者をもって充てる。

（役員職務）

第 6 条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 役員の任期は、選任後2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 当該役員が就任時の団体の役職を離れたときは辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第8条 協議会に総会、代表者会議、運営委員会及び部会の会議を置く。

(総会)

第9条 総会は、役員及び運営委員会の委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 規約の変更に関すること。

(2) 事業の計画に関すること。

(3) その他会長が必要と認める事項に関すること。

5 総会は、原則として年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

(代表者会議)

第10条 代表者会議は、会長及び副会長をもって構成する。

2 代表者会議は、総会の運営全般に関して意見を交換する。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、会長が委嘱した者をもって構成する。

2 運営委員会に委員長、副委員長を置き、互選により選出する。

3 運営委員会は、委員長または会長が招集する。

4 運営委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 総会に諮るべき事項に関すること。

(2) 協議会事業の実施内容に関すること。

(3) 部会の設置及び運営に関すること。

(4) その他、協議会の事業運営に関すること。

7 委員長または会長は、必要に応じて、運営委員会の議事に関係のある者（オブザーバー）の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第12条 部会は、事業推進に関係する者等をもって構成する。

2 部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会は、部会長が招集する。

4 部会の議長は、部会長がこれに当たる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会は、次の事項を所掌する。

(1) 第2条の目的の趣旨に沿った事業の企画立案及び執行に関すること。

(2) その他円滑な事業実施のために必要な関係団体との調整等に関すること。

7 部会で協議した事項については、必要に応じて運営委員会に報告する。

8 その他、部会に関して必要な事項は委員長が別に定める。

（事務局）

第13条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、会長、副会長を務める団体等により構成する。

3 事務局は次の住所に置く。

前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所内

4 その他、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（その他）

第14条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この規約は、協議会の設立の日より施行する。